

引上げ分に係る地方消費税交付金の使途について

消費税及び地方消費税は、平成26年4月より5%から8%に引き上げられ令和元年10月より8%から10%に引き上げられました。

この引上げ分に係る地方消費税交付金については、その使途を明確化し社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

厚真町では、以下の社会保障施策に充当しています。

○平成30年度～令和4年度（決算）

（単位：千円）

会計年度	事業名	決算額	一般財源	うち地方消費税交付金 （社会保障分）
平成30年	社会福祉協議会運営費補助事業	33,900	33,559	33,216
〃	複合型地域福祉活動拠点運営事業	21,686	21,686	7,000
平成30年度計		55,586	55,245	40,216
令和元年	社会福祉協議会運営費補助事業	38,668	38,355	31,049
〃	複合型地域福祉活動拠点運営事業	21,011	15,011	7,000
令和元年度計		59,679	53,366	38,049
令和2年	社会福祉協議会運営費補助事業	48,960	48,671	48,600
〃	複合型地域福祉活動拠点運営事業	24,101	18,151	10,388
令和2年度計		73,061	66,822	58,988
令和3年	社会福祉協議会運営費補助事業	44,754	44,482	44,400
〃	複合型地域福祉活動拠点運営事業	24,060	24,060	21,330
令和3年度計		68,814	68,542	65,730
令和4年	社会福祉協議会運営費補助事業	36,461	36,461	35,000
〃	複合型地域福祉活動拠点運営事業	25,077	20,077	15,000
〃	小規模多機能ホーム「ほんごう」運営事業	26,054	26,054	15,166
令和4年度計		87,592	82,592	65,166

○令和5年度～令和6年度（予算）

（単位：千円）

会計年度	事業名	予算額	一般財源	うち地方消費税交付金 （社会保障分）
令和5年	社会福祉協議会運営費補助事業	37,598	37,298	35,000
〃	複合型地域福祉活動拠点運営事業	23,453	18,453	15,000
〃	小規模多機能ホーム「ほんごう」運営事業	18,062	13,062	8,000
令和5年度計		79,113	68,813	58,000
令和6年	社会福祉協議会運営費補助事業	45,013	44,713	40,000
〃	複合型地域福祉活動拠点運営事業	19,179	14,179	10,000
〃	小規模多機能ホーム「ほんごう」運営事業	16,376	11,376	8,000
令和6年度計		80,568	70,268	58,000